

「株主優待制度」の新設について

記者各位

当社(社長:西尾 進路)は本年度から、株主の皆様を対象とした優待制度を実施することといたしましたので、お知らせします。

本制度は、当社株式を1,000株以上所有されている株主で、かつ当社の個人向けクレジットカード「ENEOSカード」の会員(家族カード会員も含む)の方を対象としており、ENEOSカード利用代金の請求に際して、カード利用金額から所有株式数に応じた「株主優待還元金額」を差し引くものです。

株主の皆様からのご支援・ご愛顧に感謝申し上げますとともに、当社株式に対する魅力を高めることで、ひとりでも多くの方々に当社株式を継続して保有していただくことを目的とし、また、併せて、株主の皆様によるENEOSカードの利用促進を図り、当社商品・サービスを末永くご愛顧賜われることも期待しております。

当社は、今後とも株主価値の向上を目指すとともに、株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーから信頼される企業グループの確立を目指してまいります。

記

1. 株主優待の対象株主

本年9月末時点の株主名簿に記載された1,000株以上を所有する株主で、かつENEOSカード会員もしくは家族カード会員の方

2. 優待内容

所有株式数に応じて、ENEOSカード利用金額(三菱UFJニコス・VISA・MasterCard加盟店における利用分を含む)から、株主優待還元金額を差し引いて、カード利用代金を請求いたします。

年間の株主優待還元金額は下表のとおりです。

所有株式数	株主優待還元金額(年間)
1,000～1,999株	3,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000株以上	5,000円

3. 優待開始時

2007年4月請求分から、株主優待還元金額を差し引いてカード利用代金を請求いたします。

尚、4月の請求金額が還元金額に満たない場合は、残余の還元金額は翌月以降に繰越し(繰越し期限は1年間)となります。

4. 問い合わせ先

株主優待制度について:	お客様相談室/0120-56-8704 ※営業時間 9:00-17:30(日曜・祝日を除く)
ニュースリリースについて:	広報部広報グループ/03-3502-1124



以上